

【別記】静岡県静岡市戦略産業等支援強化地域基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

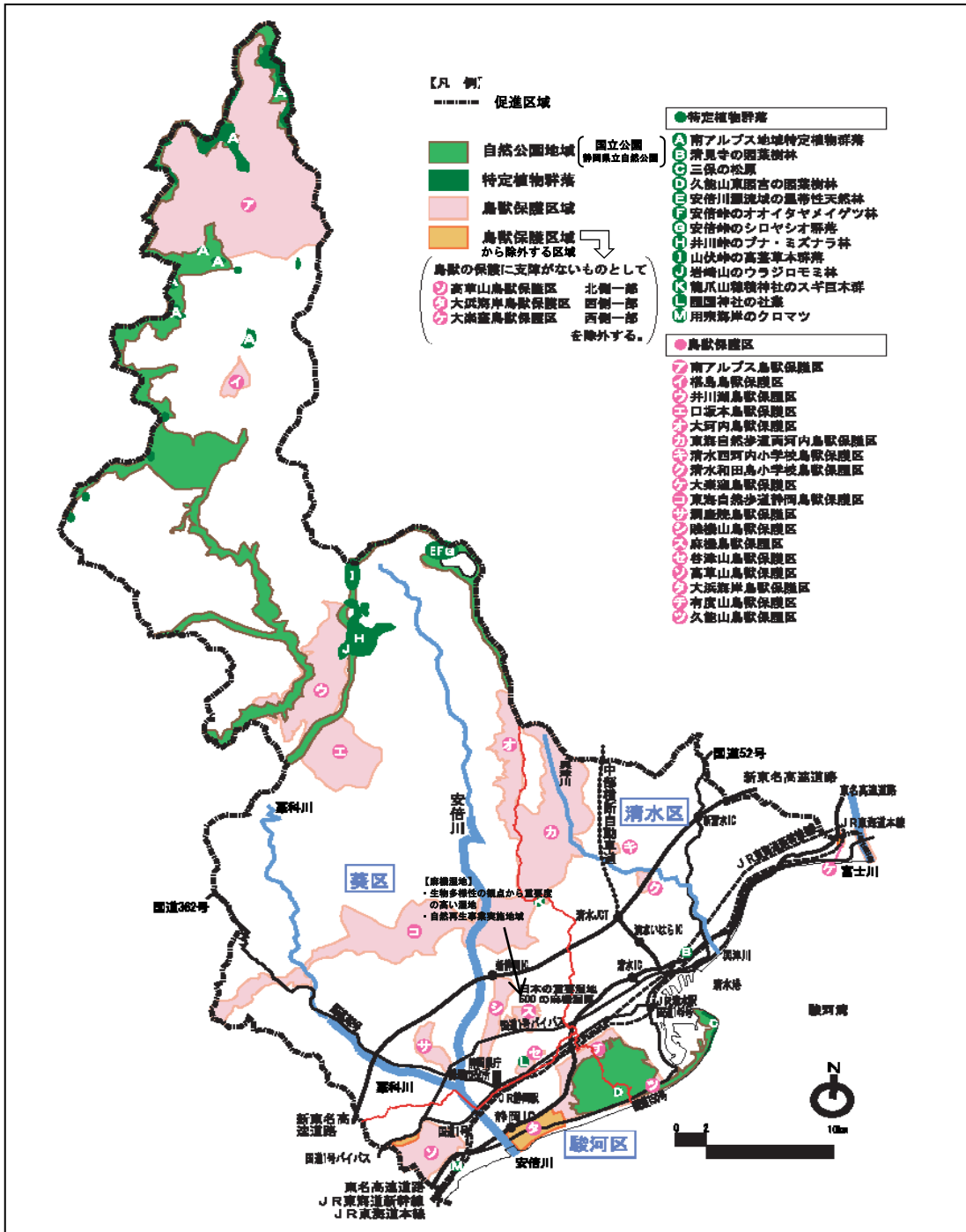
(1) 促進区域

記載する区域は、平成 29 年 4 月 1 日現在における静岡県静岡市の行政区域とする。
概ねの面積は 141,190 ヘクタール程度である。

本区域は、自然公園法に規定する国立公園や、自然公園法に規定する静岡県立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国定公園、自然環境保全法に規定する静岡県自然環境保全地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、本区域には存在しない。

(地図)



(2) 地域の特徴 (地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等)

【地理的条件】

本市は、静岡県の中央、東京・名古屋・大阪を結ぶ結節点として、太平洋国土軸上に位置するとともに、日本海方面に向けて本州中央部を横断する拠点に位置する。

市域は、北は長野県や山梨県境の3,000m級の山々が連なる南アルプス、南は国内最深を誇る駿河湾を擁し、水源から河口までを市域に含む清流の安倍川、藁科川、興津川など、特徴的な自然を保有している。

【産業の状況】

本市には、第1次産業から第3次産業までが多彩にバランスよく集積しており、江戸時代の宮大工・蒔絵師など工芸品の職人技術から近代工業の基礎となる多種多様な技術が生まれ家具、精密機械、金属製品などのものづくりと清水港を中心とした缶詰、製材、造船、アルミ精錬などの臨海工業とが調和をもって発展してきた。

現在も、家具、プラモデルなどの地場産業や、電気機械器具製造業、製造現場に装置等を供給するはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、清水港で水揚げされる水産物を利用した食料品製造業、臨海部に立地する化学工業などの産業が集積しており、歴史に生まれ、高度な技術を持つ企業が地域に根付いており製造品出荷額は、県内第3位を占めている。

また、国道1号、東名高速道路、新東名高速道路、今後開通予定の中部横断自動車道などの広域交通ネットワークと、これらに接続し、国際拠点港湾に指定されている清水港を擁することで、世界に開かれた生産拠点と物流拠点の性格をあわせ持っている。

市内には、知識、人材、教育機能などを有する大学や試験研究機関が集積しており、これらと企業等による産学連携による事業が展開されており、独創的で競争力のある食品関連産業の振興と集積を目指すフーズ・サイエンスヒルズプロジェクト、環境に対応した新産業の創出に取り組む地域事業化プロジェクトなど、健康・食品関連などライフサイエンス分野を中心とした新事業・新産業の創造のための取組が活発に行われている。

さらに、県庁所在地としての顔を持つ中心市街地には、政治、文化、経済などの中枢管理機能に加え、商業、業務機能も集積しており、クリエイティブ産業振興に向け、テレビ、インターネット、ゲームソフトメーカーなどの企業と大学が一体となって、クリエイターやプロデューサーの育成・誘致、関連産業の集積に取り組んでいる。

また、地域特性を活かした新たな動きとして、中山間地域や沿岸地域における地域資源を活用した6次産業化の取組や、駿河湾という世界的にも珍しい地形を持つ湾やその海洋資源、海洋に関連した人材育成機関、造船や機械関連の地元企業の技術の集積を活かした海洋産業クラスター創造事業に取り組んでいる。

【インフラの状況】

・港湾

清水区内には、平成28年のコンテナ取扱量は約51.7万TEUで、全国8位にランクされる我が国国有数の国際拠点港湾である清水港を有している。

コンテナターミナルの拡充・整備や365日24時間の荷役体制など、港湾機能の高度

化を図り、コンテナ船の大型化への対応を進め、コンテナ取扱個数を増加し、国際港湾として成長を続けている。

現在、新興津地区コンテナターミナルの後背地約7ヘクタールの県有地に、平成30年度の着工を目指し、津波発生対策が図られた新たな物流拠点の整備が進んでおり、清水港の持つ物流機能の更なる強化と高度な物流サービス提供が可能となる。

更に今後は、中部横断自動車道の整備など広域交通ネットワークの進化により、関東・甲信地域への輸送の利便性が向上することで、更にポテンシャルは高まっていく。

また、日本一の水揚げ量を誇る「マグロ」は、水産加工産業の集積・発展させた重要な要素である他、液化天然ガスの受け入れ基地としてのエネルギー供給拠点など、多様な機能を有している。

また、富士山を仰ぐ眺望、三保の松原に囲まれた地形から「日本三大美港」の一つとされており、富士山の世界文化遺産認定や清水港客船誘致委員会の積極的な誘致活動により、近年クルーズ客船の寄港が大幅に増えており、平成29年7月に国土交通省から「国際旅客船拠点形成港湾」の指定を受けたところである。

また、波が穏やかで、首都圏からのアクセスやメンテナンスの利便性などのメリットから、海洋研究開発機構が保有する地球深部探査船「ちきゅう」の主要な寄港地となっており、海洋探査の玄関口にもなっている。

・道路

日本の三大都市圏を結ぶ国道1号、東名高速道路などの主要幹線道路や、平成24年4月に静岡県内区間が開通した新東名高速道路に加え、東名高速道路の静岡インターチェンジ・清水インターチェンジ間の新スマートインターチェンジの設置及び中部横断自動車道（静岡県から山梨県の区間）の平成31年度供用開始に向けた整備が進められている。

これら広域道路交通ネットワークの結節点と、清水港との接続によって、首都圏、甲信越地域との人流・物流の拡大やアクセス向上が大いに期待され、特に物流面における利便性向上のポテンシャルは高い。

・空港

平成21年に開港した富士山静岡空港は、本市中心部から約40分とアクセスに優れ、現在、国内線（札幌（新千歳・丘珠）、福岡、鹿児島、沖縄）、国際線（ソウル、上海、台北、武漢、寧波）が就航しており、この他にも、香港、マカオ、バンコクなどへのチャーター便も就航している。

・鉄道

JR静岡駅には、東海道新幹線ひかり号が毎日37本停車し、東京、名古屋までの所要時間は約1時間、大阪へも約2時間と、日本の三大都市圏（商業圏）へのアクセスの

よさは抜群である。

また、東静岡地区に静岡貨物駅があり、東西の鉄道コンテナ輸送の拠点となっており、長距離輸送における輸送効率の高さや定時性の確保など、鉄道輸送の重要性も高まっている状況にある。

このように道路・鉄道の充実による広域交通ネットワークの結節点としての機能、新興津ターミナルの整備が進み、機能が高まった清水港、外国からの旅行者や航空貨物の利活用が進む富士山静岡空港、「陸」・「海」・「空」の連携により物流・人流機能がさらに充実する。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市における平成 23 年度の市内総生産額は約 3 兆円（県内第 1 位）で、産業別では製造業とサービス業がそれぞれ全体の約 17%と大きな割合を占め、これらに次いで、運輸・通信業、不動産業、卸売・小売業、金融・保険業がそれぞれ約 1 割を占め、同程度の規模の産業がバランスよく立地しているのが特徴である。

本市産業の強みであるバランスのとれた産業構造の背景には、

- ・プラモデル、茶、桜えび、マグロなどのブランド力を持ち全国に誇る特産品
- ・江戸期、徳川家が浅間神社の造営に際し、全国各地から優れた技術を持った宮大工、塗師、指物師などの職人を集積させたことで本市に根付いた多様な伝統工芸技術といった他都市にはない無形資源
- ・世界文化遺産の構成資産の「三保松原」、「南アルプスユネスコエコパーク」、国宝「久能山東照宮」などの自然資源や歴史的文化資源
- ・充実する高速交通ネットワーク
- ・産学連携に取り組みやすい薬学、農学、理学などライフサイエンス系の大学の学部の立地
- ・サービス産業が集積する高次都市機能を備えた中心市街地

などがあり、本市では、平成 27 年 3 月に、県都として、また静岡県中部 150 万人商圏の中核都市として、第 3 次静岡市総合計画で掲げた「市内総人口 70 万人の維持」を実現していく施策の一つとして、本市が有する豊富な地域資源や地勢上の強みを最大限に活かした、本市経済をけん引する戦略産業の選定と支援を前面に打ち出した「第 2 次静岡市産業振興プラン」を策定している。

その中で平成 27 年度から 34 年度までの 8 年間の産業振興の目標を、市内総生産額の 4.1%（3 兆 880 億円→3 兆 2,140 億円）増加及び市内就業者数の維持（343,090 人→343,100 人）とし、戦略産業に対するヒト・モノ・カネを集中的に投入した支援を通じて、

- ・次代を担う本市を代表する産業の創出、
- ・世界・全国に挑戦する中小企業の振興、
- ・陸・海・空の社会基盤を活かしたロジスティクス産業の拡大、
- ・次世代を担う優れた人材の育成と、多様な人材が活躍する雇用の場の創出を目指すこととしている。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	一百万円	2,380 百万円	

(算定根拠)

地域経済牽引事業による付加価値創出額＝
 地域経済牽引事業の平均付加価値額（百万円）×
 地域経済牽引事業の新規事業件数（件）×地域経済牽引事業の域内への波及効果
 2,380 百万円＝50 百万円×34 件×1.4 倍

- ・1 件あたりの平均 5,000 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 34 件創出し、これらの地域経済牽引事業が、促進区域で 1.4 倍の波及効果を与え、促進区域で 23.8 億円の付加価値額を創出することを目指す。
- ・付加価値額の 5,000 万円については、平成 24 年度の経済センサス活動調査における静岡県の 1 事業所当たりの平均付加価値額 4,754 万円を上回る設定とした。
- ・新規事業件数の 34 件については、「第 3 次静岡市総合計画」において、年間企業立地件数の目標が 17 件となっているため、当初の 2 年間で 34 件の地域経済牽引事業を創出し、計画期間終了までに波及効果を高め、付加価値額を高めていくこととする。
- ・波及効果については、最新の平成 23 年静岡市産業連関表における全産業の平均波及効果 1.4 倍とした。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	34 件	—

(算定根拠)

(2) 経済的効果の目標の算定根拠に記載のとおり。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,754万円(静岡県の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(平成24年)))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で4%以上増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で4%以上増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2%以上増加すること

なお、(2)(3)の指標については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

(算定根拠)

- ・①②の4%の増加率については、本市の平成24～28年の名目市内総生産額の増加率の約3%の3割増とする設定とした。
- ・③の2%の増加率については、本市の平成24～28年の雇用者数の増加率はマイナス約1%であるものの、成長分野の従業者数については、増加することを見込み2%以上の増加とする設定とした。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

本計画における重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

なお、各重点促進区域には、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、自然公園法に規定する静岡県立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、生物多様性の観点から重要度の高い湿地自然再生事業の実施地域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は、存在しない。

また、促進区域内においては、企業の求める条件を満たした土地が不足している状況にあり、その理由として、本市特有の地理的特性が挙げられる。本市では、市域面積141,190haのうち、大部分が南アルプスを含む山間地であり、平野部が少なく、住居や産業に利用されている宅地の割合は、全体の1割にも満たない。さらに、市街化区域内の工業系の用途地域においては、住宅の土地利用が進展しており、準工業地域では、住居系の土地利用が産業系の土地利用を上回っており、産業用地が確保しにくい状況にある。

具体的に把握している遊休地の内容についても、約8割が0.3ha以下の土地であり、大部分が企業の求める用地面積のニーズと合致しない土地である。0.3ha以上の土地については、交通の利便性が悪く、雇用の確保もしにくい市街化調整区域や都市計画区域外の場所、沿岸部の津波リスクの高い場所にあるため、企業の求める条件を満たしていない土地である。なお、本市が所有する遊休地についても企業の求める条件を満たした土地は存在しない。

本計画において定める重点促進区域については、市街化調整区域ではあるものの、市街化区域に隣接もしくは近隣の場所に位置し、利便性も高く、企業の求める面積や用地条件を備えた土地であるため、重点促進区域に定めるものである。

【重点促進区域1：地図上の位置A】

静岡市駿河区丸子赤目ヶ谷

(概況及び公共施設等の整備状況)

本重点促進区域の概ねの面積は、6.0haである。

本重点促進区域は、地域の特性としての大型物流施設を中心とした物流業の集積、金属精密加工などの業種を中心とした中小企業が集積する静岡機械金属工業団地が立地する丸子地区に位置している。また、国道1号岡部バイパスの沿道に位置し、東名高速道路静岡ICまで約8.0km、新東名高速道路新静岡ICまで約15.0km、新東名高速道路藤枝岡部ICまで約7.0kmと交通の利便性が高い場所であり、採石場の跡地利用として、土地活用も見込める区域であることから、本重点促進区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、本重点促進区域は農用地区域を含んでいないものの、市街化区域と市街化調整区域が混

在しており、市街化区域は住宅系の用途地域が設定されていることから、開発については市街化調整区域でしか検討する余地がないため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

第3次静岡市総合計画における記載：

「3 商工・物流」分野における重点的な取組の政策1において、企業の持続的・発展的な事業展開や、企業立地用地の確保に向けた支援を行い、市内企業の留置や市外からの企業誘致による企業立地を積極的に推進していくとしている。

静岡市総合戦略における記載：

「3 「しごと」を産み出し、雇用を増やす」の戦略の重点事業①「新IC周辺等産業集積推進事業」において、東名高速道路新スマートIC開設や中部横断自動車道開通等の広域交通インフラの更なる充実を活かした、企業立地用地の確保や調査等を行うこととしている。

静岡市都市計画マスタープランにおける記載：

本重点促進区域が隣接する国道1号静岡バイパスは、産業軸として沿道における周辺環境に応じた産業立地の可能性も考慮し、整備を推進するとしており、産業系の土地利用を検討する場所として位置付けられている。

【重点促進区域2：地図上の位置B】

静岡市清水区庵原町大久保、庵原町多良多良

(概況及び公共施設等の整備状況)

本重点促進区域の概ねの面積は、1.2haである。

本重点促進区域は、地域の特性としての水産品を中心とした食品関連製造業、食品冷蔵等倉庫業、それらを補完する原料、生産品を輸送する物流業の企業が多く立地する清水港の後背地である庵原地区に位置している。また、現在整備が進んでいる嶺神明伊佐布線の沿道に位置しており、新東名高速道路清水いはらICまで約600m、国道1号静岡バイパスまで約2kmと交通の利便性が高い場所であり、道路整備と合わせて造成される平場として、土地活用も見込める区域であることから、本重点促進区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、本重点促進区域は農用地区域を含んでいないものの、全域が市街化調整区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

第3次静岡市総合計画における記載：

「3 商工・物流」分野における重点的な取組の政策1において、企業の持続的・発展的な事業展開や、企業立地用地の確保に向けた支援を行い、市内企業の留置や市外からの企業誘致による企業立地を積極的に推進していくとしている。

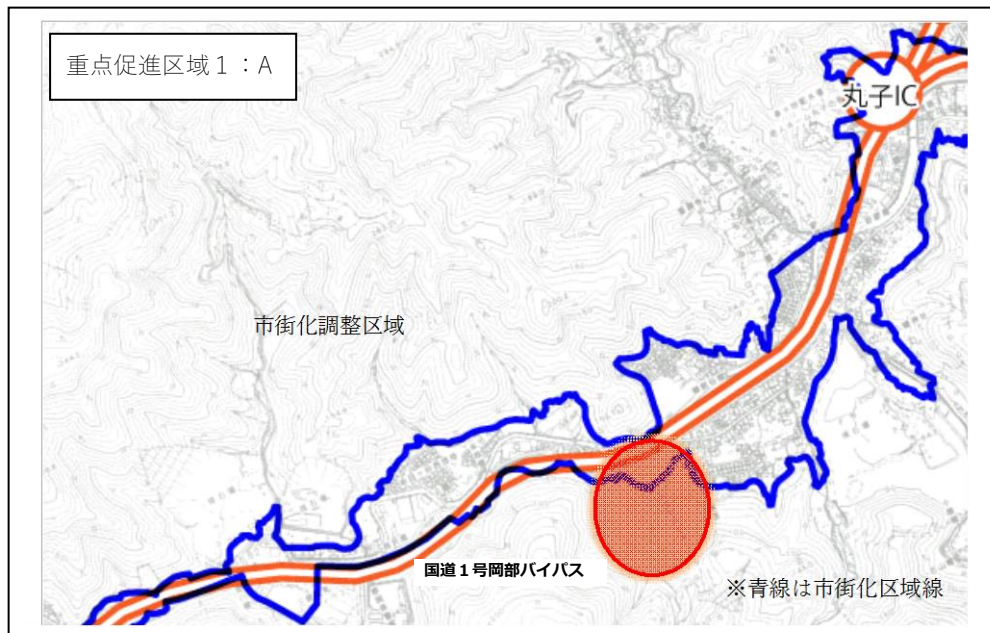
静岡市総合戦略における記載：

「3 「しごと」を産み出し、雇用を増やす」の戦略の重点事業①「新 I C 周辺等産業集積推進事業」において、東名高速道路新スマート I C 開設や中部横断自動車道開通等の広域交通インフラの更なる充実を活かした、企業立地用地の確保や調査等を行うこととしている。

静岡市都市計画マスタープランにおける記載：

本重点促進区域は、新東名高速道路清水いはら I C 周辺の産業検討拠点として、既存農業との調和を図り、交通利便性を活かした工業・物流機能の立地誘導の可能性を検討する場所として位置付けられている。

※各重点促進区域の詳細な区域図は、以下のとおり



(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1】

本重点促進区域は、静岡市総合戦略の重点事業である、新IC周辺等産業集積推進事業において、平成27、28年度に、市内全域を対象にした企業立地用地の開発可能性調査

で発掘した静岡市駿河区丸子の約 6.0ha の用地である。

当該用地は、地域の特性である物流業や精密金属加工の業種の中小企業が集積している地域の近隣に位置し、新たな産業の用地として十分な面積を備えている。また、過去に採石が行われていた場所であり、残されている平場の地盤が強固である。高速道路へのアクセスも良く、地権者の土地利用の同意を得ていることから、重点促進区域に設定することとする。

なお、当該用地については、市街化調整区域の開発許可及び農地転用の特例措置の活用を前提とするため、関係部局との調整や関係する計画等との整合、周辺住民の理解を図る。

【重点促進区域 2】

本重点促進区域は、静岡市総合戦略の重点事業である、新 I C 周辺等産業集積推進事業において、平成 27、28 年度に、市内全域を対象にした企業立地用地の開発可能性調査で発掘した静岡市清水区庵原町の約 1.2ha の用地である。

当該用地は、地域の特性である水産品を中心とした食品関連製造業、食品冷蔵等倉庫業、それらを補完する原料、生産品を輸送する物流業の企業が集積している地域であり、新たな産業の用地として十分な面積を備えている。国道やバイパスへの交通アクセスも良く、地権者の土地利用の同意を得ていることから、重点促進区域に設定することとする。

なお、当該用地については、市街化調整区域の開発許可及び農地転用の特例措置の活用を前提とするため、関係部局との調整や関係する計画等との整合、周辺住民の理解を図る。

また、市内全域における既存工業団地の状況については、本市では、企業の協同組合が事業主体となって造成した工業団地が 7 箇所、静岡県企業局が造成した工業団地が 1 箇所、静岡市土地開発公社が造成した工業団地が 1 箇所あり、1 箇所の工業団地で約 0.08ha と約 0.1ha の 2 区画の遊休区画があるものの、それ以外の工業団地では、すべての区画が埋まっている状況にある。2 区画の遊休区画についても、面積が小さく、企業の求める条件を満たしていない。

加えて、本市の準工業地域では、住居系の土地利用の面積が産業系の土地利用の面積を上回っており、住工混在が進展している。これにより、企業の求めるまとまった面積の土地が確保しにくく、企業にとっての良好な操業環境の確保も困難な状況にある。その他の工業地域や工業専用地域については、すでに産業系の土地利用が進んでおり、新たに土地を確保することが困難な状況であるため、市街化調整区域での産業系の土地利用を検討せざるを得ない状況にある。

- (3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域
なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 食品・化粧品・医薬品・医療機器関連産業の集積を活用した食品・ヘルスケア関連分野
- ② 産業用機械、工作機械、空調機器、自動車関連電装品、プラモデル関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 機械・金属・プラスチック等の精密・特殊加工技術を活用した先端加工分野
- ④ 家具・木製品関連産業の集積を活用した木工関連地場産業分野
- ⑤ 清水港、東名高速道路・新東名高速道路、中部横断自動車道等の交通インフラを活用した物流関連分野
- ⑥ 「南アルプスエコパーク」、「温泉」、「三保松原」、「久能山東照宮」などの観光資源を活用した観光・交流分野
- ⑦ 「桜えび」、「シラス」、「茶」、「わさび」などの、多彩な特産物を活用した六次産業化分野
- ⑧ 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センターが保有するクリエイター育成の知見を活用した文化・クリエイティブ産業分野
- ⑨ 情報サービス、学術研究、専門・技術サービス関連産業の集積を活用した情報通信・専門サービス関連分野

(2) 選定の理由

- ① 食品・化粧品・医薬品・医療機器関連産業の集積を活用した食品・ヘルスケア関連分野

本地域における食料品製造業は、平成 26 年の工業統計上の事業所数が 226 で製造業の中で 1 位、製造品出荷額、従業者数は電気機械器具製造業に次ぐ 2 位となっている。市内には水産加工品・罐詰製造業や、健康食品、惣菜・弁当、介護食、カット野菜など多様な食料品製造業の事業所が集積している。全国との比較においても、平成 24 年経済センサスにおいて、売上高の特化係数 2.95、付加価値額の特化係数 1.87 と高い数値を示している。

化粧品・医薬品については、平成 26 年の工業統計では製造品出荷額 841 億円以上の化学工業に属し、市内に化粧品メーカー 8 社や薬品の原料・中間財を供給するメーカー 8 社が立地している。化学工業は、全国との比較においても、平成 24 年経済センサスにおいて、売上高の特化係数 1.44 と高い数値を示している。

また、静岡市内には食品・化粧品・医薬品等の検査・分析機関が 2 件立地し、研究

開発に取り組みやすい環境が整い、容器やパッケージを製造する企業も多数立地している。

医療機器については、清水区に国内シェア 40%を誇り、30 カ国に輸出する鍼灸針のトップメーカーや、クリティカルケア製品のメーカー、葵区に、医療用・滅菌包材のメーカー、駿河区に障害者向けの義肢装具のオーダーメイド製造を手掛ける事業所が立地し、特色ある事業を展開している。

また、新たに医療機器製造に参入しようとする市内企業を中心とした共同受注体「SPメディカルクラスター（静岡医療機器要素部品生産技術団体）」も立ち上がっており、各社の持つ精密加工技術・ノウハウを活用し、低コストで高品質な生産技術の確立を目指している。今後、大手医療機器メーカー等からの受注拡大、技術力向上を進めたいと、共同工場建設なども視野に入れた動きもあり、行政としても具体的な事業化を目指し支援している。

こうした食品・ヘルスケア分野は、今後本地域の経済を牽引する本市の戦略産業に位置づけており、商品開発や生産技術力向上・販路開拓の支援を強化したり、企業立地促進助成制度において、用地取得や設備投資に対する補助の補助率を上乘せすることで、重点的な支援を実施している。

② 産業用機械、工作機械、空調機器、自動車関連電装品、プラモデル関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本地域の産業の大きな特色として、地場の企業の多様な技術力を活かした大手事業所の強固なサプライチェーンが築かれている点にある。

空調機器については、駿河区に大手電機メーカーの家庭用エアコンの工場とサプライヤー32社からなる協同組合（うち11社が市内企業）、清水区に業務用エアコンの工場とサプライヤー49社からなる協同組合（うち21社が市内企業）がある。

また、自動車関連電装品については、清水区に自動車ヘッドランプの大手メーカーの工場及び研究所と、サプライヤー73社からなる協同組合（うち30社が市内企業）があり、協同組合による共同保管事業、共同配送事業、組合員の受注確保対策事業などが展開されている。

空調機器及び自動車関連電装品については、特に、サプライヤーから親会社に対する受注業務の改善提案、新商品開発、新技術の提案等が組織的に行われており、受注確保、親会社との連携強化が図られている。

平成26年の工業統計では、上記、空調機器、自動車関連電装品を含む、電気機械器具製造業の従業者数が8,487人、製造業に占める割合が18.9%、製造品出荷額については6,367億、36.2%を占める、本地域の経済を牽引する最大の産業となっている。全国との比較においても、平成24年経済センサスにおいて、従業者数の特化係数2.62と高い数値を示している。

次に産業用機械・工作機械については、清水区に自動車業界をはじめとする家電・半導体・食品・医薬等各種製造現場で多数の採用実績を誇る小型産業用ロボットのメーカーや、精密切削加工が可能な自動旋盤機などの工作機械メーカー、駿河区には、自動車・食品飲料・医薬医療品などの分野の工場自動化（F A）のための多様な専用機械を製作するメーカーが立地しており、メーカーを頂点とした部品供給体制が確立されている。

工業統計では、産業用機械や工作機械に関連する、はん用機械器具製造業・生産用機械器具製造業・業務用機械器具製造業が、平成 21 年度から 26 年度の間の製造品出荷額が 37%増加し、大きく成長している分野である。

この分野のメーカーは、地元で調達し、域外に販売するビジネスモデルを持つ「地域中核企業」が多いのが特徴で、この集積は本地域最大の強みであり、今後更なる設備投資や事業拡大が見込まれる分野であり、支援を強化していく必要がある。

次にプラモデルについては、平成 25 年工業統計では、全国の事業所数 33 に対して、県内事業所が 12、うち本市内が 9 と圧倒的な集積を誇り、本地域内で国内出荷額の約 9 割を生産している本地域を象徴する産業である。

昭和 30 年に設立された静岡模型教材協同組合では、毎年 5 月に、国内外のバイヤーが注目する国内最大規模の展示会「静岡ホビーショー」を開催するほか、平成 23 年には、地元のプラモデルメーカー 6 社で、J R 静岡駅前に、メーカー各社の最新模型の展示や模型作り教室やミニ四駆の大会などのイベントも開催される、情報発信基地とともに模型ファンの交流拠点の機能を併せ持つ「静岡ホビースクエア」を設置するなど、「模型の世界首都」を P R する活動を長年にわたり充実させている。

このような本地域内の多様なサプライチェーンを築く産業を更に強固なものにするため、官民一体となった製品の地産地消拡大や、大手製造事業者の生産活動の一翼を担う中小事業所の「技術力」、「人材力」の支援を強化しており、成長ものづくり分野として、地域全体としてのマザー機能の強化・集積を推進している。

③ 機械・金属・プラスチック等の精密・特殊加工技術を活用した先端加工分野

本地域には、前述の食品・ヘルスケア、空調機器、自動車関連電装品、産業用機械・工作機械、プラモデル等多様な産業がバランスよく展開され、これら産業を支える多様なものづくりの技術が地元の中小企業に根付いている。

こうした本地域特有のサプライチェーンが発展・高度化を遂げてきた過程で、様々な技術が地域の企業に蓄積されてきており、金型製作、鋳造、プラスチック成型加工、動力伝達、金属プレス、位置決め、切削加工、熱処理、溶接などの先端加工分野において、ミクロン単位での超精密加工や温度管理を徹底した高精度精密研磨などのものづくり基盤技術におけるオンリーワン、ナンバーワン技術を活用し、医療機器、航空機、半導体分野への取引を行う中小企業が、本地域内に約 50 社立地している。

規模は大きくないが、地域内からだけでなく、多様な分野にわたって域外からの受注も多く、基盤産業や先端産業を支える加工技術を持った企業の集積が本地域の強みとなっており、今回発表された地域未来牽引企業においても、本地域からは、電動アクチュエータ、アルミ構造材加工、精密切削加工技術、鍛造・熱処理技術、精密板金加工、プラスチック製品などの分野の企業が選出されており、多彩な技術で国内のものづくりを支えている。

加えて、全国の工場や製造現場に、必要な部品をオンラインショップを介して供給する金属精密部品と、プラスチック製品の分野の企業が、市内に拠点を置いている。

また、こうした企業群を支援する体制として、本地域には静岡県工業技術研究所本所が立地し、これら基盤技術に関連した金属材料科、化学材料科、機械科、電子科、食品科を擁する材料部門・電子部門を設置し、企業の技術開発を支援している。

その結果、平成 24 年度から 28 年度までの国の「ものづくり補助金」に市内企業 307 社、延べ 419 件の開発案件が採択され、地域全体の技術開発が大きく進んでおり、企業の技術開発に対する意欲が高く、開発実績も多い。

また、そのものづくり補助金の採択分野のうち、「革新的ものづくり」分野で採択を受けた案件において、プラスチック加工、金属加工、金型制作、センサー関連、鋳造、熱処理、溶接などの先端加工分野で、少なくとも平成 27、28 年度に 30 件以上の技術開発が進んでおり、さらなる技術力向上が図られている。

本市では、こうした高度な加工技術の集積を生かし、域外の企業からの多様な加工受注を取り込み、日本のものづくり産業を技術面で支えていくため、市内企業をとりまとめて「要素技術展」に出展するなど、技術のデパートの街としての受注強化を進めている。

④ 家具・木製品関連産業の集積を活用した木工関連地場産業分野

本地域は、国内家具の五大産地の一つ（旭川（北海道）・高山（岐阜）・大川（福岡）・府中（広島））であり、静岡県家具工業組合加盟 55 社中、43 社が市内メーカーであり、家具・木製品関連の事業所が集積している。

平成 26 年の工業統計では、木材に関連する産業の中でも特に、家具、仏壇、木工機械、雛具・ひな人形に関しては、集積度が高く、製造品出荷額における静岡県の全国シェアは、家具が 4%、8 位、仏壇が 9.6%、4 位、木工機械は 14.6%、2 位、雛具・雛人形は 18.3%、2 位を誇っている。また、平成 26 年工業統計において、静岡県の家具・装備品製造業の製造品出荷額約 750 億円のうち、本地域では、その 2 割を超える約 155 億円を占めている。

加えて、本地域は、静岡県の郷土工芸品 18 品目のうち 9 品目を有し、木製品に関連した伝統工芸品の生産が盛んな地域である。具体的には、経済産業省指定の伝統的工芸品として、「駿河竹千筋細工」、「駿河雛具」、「駿河雛人形」の 3 品目、静岡県指

定の郷土工芸品として、「駿河指物」、「井川メンパ」、「駿河漆器」、「駿河蒔絵」、「駿河塗下駄」、「静岡挽物」、「駿河張下駄」、「駿河和染」、「賤機焼」があり、良質な竹が採れる本地域ならではの「竹の丸ひご」等の他地域では使われていない材料を使用したり、極めて高度な産地内分業制度による製造工程などの特色が認められ、指定を受けている。また、漆器の塗りでは、「変塗り」と呼ばれる特許を取得した塗りの技法が多数あり、江戸時代から続く技術を引き継ぐ伝統産業が多数併存するなど、非常に高い地場産業都市を形成している。

このような家具や木製品と深い関わりを持つ産業への振興策として、伝統工芸産業を維持し、発展させていくための拠点である「駿府匠宿」を設置し、展示やものづくり体験を通じた地場産業のPRを行っている。

消費促進の面では、静岡県による地元の優良木材を使った木造住宅取得者への助成「しずおか木の家推進事業」や、本市による市内で伐採・製材された構造用の柱や土台をプレゼントする「静岡ひのき・杉の家推進事業」を通じた地元産の木材活用の普及・促進や、家具の産地として全国的な展示会「家具メッセ静岡」の開催など、全国のバイヤーを集めた販路拡大などにも取り組んでいる。

地場産業の高度化・近代化に向けては、本市が1988年から続けている地場のメーカーとデザイナーのコラボレーションによる新商品開発支援の強化「産業振興ダイナミクス事業（現「ニューウェーブ『しずおか』創造事業）」で、過去29年間に120を超えるメーカーや職人、団体と、90者にも及ぶデザイナー等のマッチングを行い、開発した新商品はギフトショー等へ出品するなど、販売・商談までの支援を行っている。

伝統工芸等の若手職人グループ「するがクリエイティブ」による、新商品開発や異分野とのコラボレーションなども、伝統工芸分野の活性化に向けた特徴的な活動として活発である。

今後も木工関連地場産業分野の企業・人材の集積を活用し、本地域独自の資源を更に磨き上げていくための人材育成や販路拡大、消費啓発など多様な支援を行い、地場産業が地域に根差し、伝統を受け継ぎ、発展していくことを目指す。

⑤ 清水港、東名高速道路・新東名高速道路、中部横断自動車道等の交通インフラを活用した物流関連分野

本地域には、平成28年のコンテナ取扱量が、全国8位の国際拠点港湾“清水港”があり、本地域を中心とした半径300km圏内に、日本の人口の約6割（約8,000万人）、GDPの約7割（約370兆円）が集中し、東京・名古屋へ2時間以内の輸送を可能とする東名高速道路、新東名高速道路等の広域交通ネットワークが整備されている。

このインフラを活かす港湾物流関連の産業として、清水区内に本社がある海貨事業者4社、清水区内に本社がある倉庫事業者4社、運送事業者による物流コーディネー

ト体制が整備されている。

今後更に清水港の施設整備、機能強化、新たに整備が進む新興津地区コンテナターミナルの後背地への物流拠点の整備、東名新スマートインターチェンジ・中部横断自動車道の整備等により、本地域は世界に開かれた港湾と、交通結節機能を併せ持つ物流拠点としてのポテンシャルが高まる。

本地域における物流関連産業の地域特性は、平成 24 年経済センサスにおいても、標準産業分類「大分類H 運輸業・郵便業」における「運輸に付帯するサービス業」の売上高、付加価値額の特化係数がそれぞれ 1.97、2.09 ときわめて高く、清水港を中心に発展してきた港湾運送業が地域経済をけん引し、強い影響力を持っている産業であることを示している。

企業立地の面においても、平成 25 年度以降、清水区への床面積 10,000 m²を超える大型物流施設の立地が 3 件、平成 28 年度には、駿河区への 5 社の物流事業者による協同組合方式の物流団地の立地も実現している。

本市では、産業振興プランにおいても、広域交通インフラや立地優位性を活かせる「清水港・ロジスティクス産業」を戦略産業に位置づけ、清水港のコンテナ取扱量を増やす目標を掲げており、今後も清水港と港の機能を補完しうる物流拠点の整備や、首都圏や北関東、長野・山梨県等へのポートセールス等を支援し、物流関連分野の活性化を図っていく。

⑥ 「南アルプスエコパーク」、「温泉」、「三保松原」、「久能山東照宮」などの観光資源を活用した観光・交流分野

本地域は、促進区域北端の南アルプスから南端の駿河湾まで、広大な市域を有している。広い市域の中には、多くの観光名所が点在し、年間を通じて街中ではイベントを開催するなど、関連施設・イベント入込客数は、年間 8,932 千人（平成 22～25 年の平均）に上る。

代表的な観光資源としては、徳川家康公ゆかりの地である駿府城公園を本地域の歴史的な名所の核に位置づけており、現在駿府城公園の再整備、桜の名所づくり、歴史文化施設整備など市内の歴史的・文化的資源を連携した事業を進めている。

他にも、本地域には、旧東海道の宿場が 6 つ、峠が 2 つあり、この歴史的資源を巡る「東海道歴史街道」でおもてなし、年間約 130 万人（静岡市調査平成 26 年度統計）が訪れる富士山世界文化遺産構成資産「三保松原」の景観保全やビジターセンター整備などを含めた世界への情報発信、年間約 500 万人（静岡市調査平成 26 年度統計）が訪れるロープウェイで結ばれた国宝「久能山東照宮」と景勝地「日本平」などの観光資源の磨き上げを進めている。

また、平成 26 年 6 月に南アルプスが、「ユネスコエコパーク」に登録されたことを受け、将来にわたって環境を守り、持続的に発展するための南アルプスユネスコエコ

パーク管理運営計画を策定し、関連する事業を進めている。本地域内の関連施設の観光入込客数は、年間で約 23 万人（南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画実施報告書平成 28 年度統計）にもなり、近年増加傾向にある。

さらに、本地域には、場所ごとに泉質の特色が異なる温泉が点在しており、市営温泉では、「南アルプス赤石温泉白樺荘」、「口坂本温泉浴場」、「湯ノ島温泉浴場」、「梅ヶ島新田温泉黄金の湯」、「清水西里温泉やませみの湯」がある。その中でも梅ヶ島温泉は、周辺の民間温泉浴場を含めた「梅ヶ島温泉郷」を形成しており、平成 29 年 5 月に環境省から「国民保養温泉地」の指定を受けている。この国民保養温泉地は、全国でも指定地が 100 件もなく、自然環境や歴史、文化等の他地域にはない特色が評価されて指定を受けるものである。梅ヶ島温泉郷は、古くから湯治場として栄え、年間約 8 万人以上（国民保養温泉地計画書平成 27 年度統計）もの利用者が訪れる、本市を代表する温泉地である。

さらに、国内外からの毎年 150 万人以上の交流人口を呼び込む世界的イベントに成長した「大道芸ワールドカップ」や、清水港への年間 70 隻を超えるクルーズ船の寄港なども、本地域ならではの観光資源となっている。

本地域では、こうした施設やイベント参加等で本地域を訪れる観光客に商品やサービスを提供する産業や、交流人口の拡大や都市イメージの向上につながる産業を、第二次産業振興プランで戦略産業「観光・ブランド産業」に位置づけ、ブランド力のある地域資源を活用した観光の推進、国内外からの誘客と交流、受入体制づくり、まちなかの魅力向上による賑わいの創出などを推進していくこととしている。

⑦ 「桜えび」、「シラス」、「茶」、「わさび」などの、多彩な特産物を活用した六次産業化分野

本地域では、中山間地域を「オクシズ」、海岸エリアを「しずまえ」と名付け、各地域の特徴ある特産物や独自の文化・産業などを地域ブランドとして確立し、地域の活性化を図っている。

地域の特徴ある特産物としては、「桜えび」、「シラス」、「茶」、「わさび」が特産物として挙げられる。

「桜えび」は、平成 27 年度海面漁業生産統計調査では、年間約 750 t の漁獲量となっており、全国一位の漁獲量を誇っている。

「シラス」は、平成 27 年度海面漁業生産統計調査では、年間約 1330 t の漁獲量となっており、全国でもトップクラスの漁獲量を誇っている。

「茶」は、平成 28 年度荒茶生産量調査（主産県）で、静岡県が全国一位の生産量年間約 30,700 t を誇り、本地域においても葵区の玉川・大河内・梅ヶ島地区や清水区の両河内・小島・庵原・日本平地区といった茶の産地が集積し、年間約 3,000 t 以上の生産量を誇っている。

「わさび」は、平成 27 年度林野庁特用林産基礎資料で、静岡県が全国トップレベルの生産量年間約 580 t を誇り、本地域においてもわさび栽培発祥の地「有東木」のほか、葵区の安倍川・藁科川水系の地区、井川地区、清水区の両河内地区といったわさびの産地が集積し、年間約 400 t 以上の生産量を誇っている。

「オクシズ」では、地域資源を生かした新しい産業を創出するため、地域住民が自ら取り組む特産物の開発や販売促進、新たな産業づくり、地域活性化活動などに対して助成する「おらんとこのこれ一番事業」を展開している。

また、葵区の玉川地区では、新たに立地したウイスキー工場を核に、農業・観光・産業振興など複合的な要素を持つ地域活性化の取組が動き始めている。

「しずまえ」では、水産物を活用した産業活性化や食文化の情報発信などを通じた地域活性化のため、由比・蒲原地区では、桜えびの知名度と、由比宿の歴史などの活用、清水地区では、マグロ陸揚げ日本一のブランド力の活用、用宗地区では、シラスを中心とした水産物と農産物の組み合わせ、といった各地区が地域の特性を生かした取組を進めている。

こうした地区別の動きを集約した形で、しずまえ鮮魚のメニュー開発、東京都内の鮮魚店での試験販売、飲食店への素材の提供による消費者志向モニタリング調査、観光グルメガイドブック作成、旅行事業者への PR などのマーケティングやプロモーションの強化をすすめているところである。

これらの取組は、地域に立地した企業やグループなどが、地域住民や地元と連携し、産業おこしの核となる活動を展開しているもので、このような六次産業化の取組を、市内に同時多発的に創出し、一つ一つの活動だけでなく、地域間の連携、回遊性の向上などにもつなげながら、地域活性化に役立てていく。

⑧ 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センターが保有するクリエイター育成の知見を活用した文化・クリエイティブ産業分野

本市では、デザイン・広告・インターネット関連などのクリエイティブ産業の支援・育成に早くから着手し、平成 20 年度に設置した「静岡市クリエイター支援センター（CCC）」（現在は「静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター」）を拠点としたクリエイター向けのビジネス相談、講座・ワークショップ・展示会の開催などを通じたクリエイターの育成、地場産業とのマッチングなどの取組を進めている。

本市における文化・クリエイティブ産業の定義は、「デザイン、広告、出版、音楽、アート等の分野における創造的活動から生じる文化的影響により市の文化の向上に資する産業」で、クリエイティブ人材の力を活用した中心市街地の賑わい創出や、特色ある個店の支援など、魅力ある都市の創造を目指している。

市内中心市街地には、静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター周辺に、クリエイターの入居のためのコワーキングスペースがこの 1 年で 2 件新たに開設され、文化・クリエイティブ産業振興センターを中心としたクリエイターの都市部への集積が

進んでいる。

クリエイターの情報発信やネットワーク構築のためのデータベース「クリエイターHUB」には約50人のクリエイターが登録し、クリエイター同士の交流や、事業者とのマッチングに活用されており、静岡市文化・クリエイティブ産業振興センターが運営しているメルマガは、2,113人の登録者がいる。

クリエイターと中心市街地の商店街とのコラボレーション企画として、「静岡デザインフェスティバル」、「七間町ハプニング（パフォーミングアーツ）」、「街カル in CCC（ワークショップやマルシェ）」など多様なイベントが行われるようになり、クリエイターの集積を活用した街中の賑わい創出の動きも活性化している。

本市も、クリエイター事務所の賃借料補助を行いながら、街中へのクリエイター集積を支援しており、平成27年度からの2年間で8件のクリエイター事務所を中心市街地に立地させた実績もある。

こうしたクリエイター達が、地元商店街や地場産業などとのコラボレーションに取り組みながら、市の文化の向上に資するとともに、都市の魅力や賑わいの創出に貢献していくよう、「文化・クリエイティブ産業」を第二次産業振興プランの戦略産業に位置づけ、文化・クリエイティブ産業支援センターを核にした支援・育成を行っている。

⑨ 情報サービス、学術研究、専門・技術サービス関連産業の集積を活用した情報通信・専門サービス関連分野

平成21年度の本市の市内総生産（GDP）は、サービス業が20.8%を占めて製造業17.3%を上回る最大の産業となっており、製造業の割合が突出している静岡県と比べると特徴的な産業構造となっている。産業別の人口構成でも、第3次産業が70.5%を占め、静岡県の62.1%を大きく上回っている。

分野別では、平成24年経済センサスにおいて、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業、他に分類されないサービス業の事業所数の特化係数が1.09、従業者数の特化係数が1.07であり、全国を上回る集積度を示しており、これら対事業所サービス産業は、大都市に共通する小売り・卸売り、金融・保険以外の、本地域のサービス産業の強みであり、製造業をはじめとする他産業のIT化、高度化などに寄与する産業として、既存産業の付加価値向上を図る観点からも一層の充実が望まれる分野である。

このような中、90の企業、大学、団体等産学官によって構成され、静岡地区における情報産業の育成強化と産業界の情報化の促進を目的としたNPO法人静岡情報産業協会が、ITの技術革新や顧客ニーズの変化に対応するための各種セミナー・講習会等の開催や、人材確保・開拓のための教育機関と連携した就職支援事業などを推進している。

一方行政としても、本市では、地方創生の一環で、本社機能の地方移転に取り組んでおり、首都圏の企業10,000社に対して実施した、「首都圏から地方への本社機能移転の可能性に関する調査」による、移転の可能性のある分野は情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業という結果を受け、実際の企業立地においても、企業立地促進

法に基づく「地域基本計画」の取組の中で、コンサルティング企業1社、機械設計企業1社、インターネット付随サービス企業、受託開発ソフトウェア企業1社、情報処理・提供サービス企業1社を市外から新たに誘致し、更なる集積を図ってきた。

平成29年度には、東京に本社を持つコンタクトセンター運営企業の誘致に成功し、事業所が開設されたことにより、4年後には120人の雇用を創出する見込みとなっている。また、市内で起業したコールセンター業務受託企業が成長し、平成28年にセンターを新設し、30人の新規雇用を創出するなどの効果をあげている。

本地域に集積する情報通信・サービス関連産業を支援することで、雇用や女性の活躍の場の創出、業務需要の域外流出阻止などにつなげ、地域全体のサービスの高度化や生産性の向上を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、新規事業実施に必要な環境整備などを行政がワンストップでサポートする体制を構築するとともに、事業者のニーズを基にした事業化・開発・ビジネスマッチングなどについては、マーケティングや技術面など専門的見地から地域経済牽引支援機関と連携した対応を実施していく。

まずは、行政が先導し、支援体制の整備や制度の周知などに努め、地域経済牽引事業の主役となる事業者の自発的なチャレンジを引き出し、将来的には、側面支援に移行していくことを視野に入れ、事業者の活動しやすい環境づくりや情報提供を積極的に行うことで、事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 企業立地促進助成制度

企業の本地域への進出及び定着を促進し、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るため、平成19年度に制度を整備し、市内に工場等の設置を行う企業等に対して助成を行っている。

今後も企業立地を促進していくために、同制度に基づき、工場等の建設にかかる費用のうち、用地取得費の10～20%補助、建物・機械の設備投資費の3～7%補助、新規雇用一人あたり25万円補助や、事務所等の賃借にかかる費用のうち、賃借料の1/2補助等を実施していく。なお、一部補助については、静岡県助成制度との協調による補助を継続して実施していく。

② 中小企業等支援制度

事業者の成長を側面から支援していくことを目的に、事業高度化機械設備取得費の5%補助や、商品開発・販路開拓に対する助成、設備投資強化等のための融資制度の継続的な運用を実施していく。

③ 中小企業技術者表彰制度

優れた技術力や開発力を源泉とし、意欲的に事業活動を展開している中小製造事業者を称えるため、表彰事業を実施するほか、受賞事業者の市内外へのPR事業や融資制度の保証料補助の上乗せを実施する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 本市では、観光関連の画像や観光交流客数等の保有する公共データ等約430種を二次利用可能なルールの下、機械判読に適した形で公開しており、今後もオープンデータの利活用を推進する。

② しずおかオープンデータ推進協議会等と連携した更なる公共データの利活用の検討を推進する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

静岡市経済局商工部産業振興課に、事業者の抱える課題解決のための開発ワンストップサービスのための相談窓口を開設する。事業環境整備の提案を受けた場合、関係する課と連携し、全庁的に対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 企業立地用地検討調査結果の活用

平成27年度より実施している企業立地用地開発可能性調査により発掘した市内の開発適地について、積極的に事業者へ情報を紹介・斡旋し、開発を促すことで、用地確保の面から地域経済牽引事業の創出を支援する。

② 土地利用規制の見直し（規制緩和）に向けた取組

(5) ①の開発適地について、市街化調整区域における土地利用規制（立地基準）について、関係課と規制の見直しを協議し、土地利用実現のための事業環境整備を推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成30年度	平成31年度～平成34年度 (最終年度)
【制度の整備】		

①企業立地促進助成制度	関係者への周知・運用	運用
②中小企業等支援制度	関係者への周知・運用	運用
③技術者表彰	関係者への周知・運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
①オープンデータ利活用	運用	運用
②公共データの利活用検討	活用検討	活用検討
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
開発ワンストップサービス窓口設置	運用	運用
【その他】		
①企業立地用地検討調査事業	・開発実現化業務実施 ・事業者への紹介・斡旋	・開発実現化業務実施、用地創出 ・事業者への紹介・斡旋
②土地利用規制の見直し	基準見直し	運用、継続的な見直し

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、静岡市地域経済牽引事業促進協議会を中心に、地域の教育機関、研究機関等の支援機関が連携の上、それぞれの特色・強みを十分に発揮して、支援の効果を最大限発揮する必要がある。

また、本地域の地域特性である、多彩でバランスのとれた産業構造を反映した多様な成長分野の企業集積や育成の必要性について、各支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 静岡商工会議所

約1万3千の会員事業所が加盟し、地区内における商工業者の共同社会を基盤とした商工業の総合的な改善発達を図る地域最大の経済団体として、地域企業の経営支援を通じた地域経済の活性化に取り組んでいる。

平成29年度からの3か年の活動方針において、「企業づくり」「人づくり」「地域づくり」「基盤づくり」、4つのテーマごとの事業計画を策定し、企業のあらゆるライフステージ（創業・成長・発展・承継）に対応した専門の体制を整え、本計画の成長分野の企業をサポートする。

② 静岡県中小企業団体中央会

中小企業等協同組合法に基づく県下中小・零細企業を中心に組織する中小企業等協同組合の約 900 組合（構成企業数約 60,000 社）の専門支援機関として、任意グループの組織化・組合運営指導を行い、組合事業による傘下中小企業の経営・金融・労務対策、後継者養成、革新的な設備投資・試作品の開発支援等の総合的な支援、サポート等を行っている。

特に、組合設立・運営支援等のノウハウを生かした、新たな共同化、組合員間連携、組合間連携等を積極的に推し進め、成長分野における地域経済牽引事業育成に資する集団化事業の実施を含めた組織化・事業化支援をサポートしていく。

③ 地元大学（国立大学法人静岡大学、静岡県立大学、東海大学、常葉大学、静岡英和学院大学・静岡英和学院短期大学部、静岡産業大学）

自治体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出や、地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革など、地方創生の中心となる「ひと」の本地域への集積を目的とした「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」を推進しており、地域と大学をつなぐ窓口としての機能を担い、若者の人材育成や就職支援などに取り組む共同活動拠点「地方創生推進サテライト」を、平成 29 年 1 月、静岡大学・静岡県立大学合同で市産学交流センター内に開設した。

この拠点を活用したインターンシップや就職機会の相談会、地域課題解決のフィールドワークなどを展開し、地域社会における課題解決型の人材育成や若者の定着向上を通じて、成長分野の企業への人材供給や課題解決への協力などを行っている。

さらには、産業人材の育成のための教育プログラムの実施や、静岡県中部地区で進む新産業クラスター構想「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト」との連携などを中心とした、様々な分野における産業界等との共同研究、研究シーズと企業ニーズマッチングへの協力・参加など、産学連携を展開していく。

また、地方創生の取組として、しずおか中部連携中枢都市圏（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町）内の大学が本市と包括連携協定を締結し、大学の研究成果を地域に還元し、都市圏内の地域課題の解決のための提言や実践的な研究を市町と一体となって進める新たな連携事業が始まっている。

④ 公益財団法人静岡県産業振興財団

静岡県内全域の産業発展のため、静岡県が掲げる「新成長産業戦略的育成事業」として、成長分野への参入を目指す中小企業に対し、啓発・技術相談から研究開発、試作品開発・事業化・販路開拓までの一貫した支援を行う。

特に、静岡新産業集積クラスターの「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト」関連事業や、本計画の成長分野である新成長産業支援対象企業が行う地域経済牽引事業に対

して、他の支援機関と連携した支援を行っていく。

⑤ 日本貿易振興機構静岡貿易情報センター

我が国の貿易の振興に関する事業を総合的に実施する貿易投資振興機関として、国内外のネットワークを活用した対日投資の促進、輸出促進、企業の海外展開支援などを重点分野として掲げている。

静岡貿易情報センターでは、地元企業のニーズを踏まえた海外展開に関するセミナー・講座や相談の実施に加え、静岡県の新産業集積クラスターに関連する分野への対日投資の呼び込み、地域間のビジネス交流活動の促進などを通じて、成長分野に関連した企業の支援に取り組む。

⑥ 一般財団法人静岡経済研究所

「地域社会に強い影響力を持つネットワーク型シンクタンク」として、地域の経済団体・大学・企業等との強固な連携や、独自の調査研究力・ノウハウを活かした自主研究、受託調査などにより蓄積された地域産業をはじめ先端産業・ニュービジネスなどの動向や将来展望についての調査情報や事例などを、地域牽引事業促進協議会の求めに応じて提供し、成長分野の育成や地域経済牽引事業創出につながる提言・アドバイスなどを行う。

⑦ 静岡県工業技術研究所

本市内の研究所本所及び県内3箇所のセンターにより、県内産業界を一体的に技術支援できる体制を整備しており、地域産業に最も近い技術支援機関として、企業の技術相談、試験・分析、研究開発、人材育成などを行う。

市内本所においては、本計画の成長分野と関連する食品、環境エネルギー、生活製品、機械、電子などの分野への支援を重点的に行い、地域経済牽引事業の発掘や育成の側面支援を行う。

⑧ 静岡市官金連携情報交換会

行政と、市内に本社を有する銀行・信用金庫、市内に支店を有する政府系金融機関が、産業振興施策や企業の動向などの、それぞれが持つ情報を共有し、連携して企業支援に当たることを目的に平成25年度に設置している。

企業の設備投資や新規事業などを活性化させるため、金融機関との合同の企業訪問や、金融機関の担当者向けの制度説明会の開催などで連携を深めている。

また、本市と市内金融機関との人事交流による、情報共有や連携体制整備も行っており、官金一体となった支援強化に取り組んでいる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

本市では、「静岡市環境基本条例（平成16年4月施行）」に基づき、環境面から目指す都市像「人々が豊かな環境を育み 環境が健やかな人を育むまち・静岡」を掲げた「第2次静岡市環境基本計画（平成27年3月）」を策定し、大気環境保全対策、水質環境保全対策、土壌・地下水汚染対策、騒音・振動・悪臭対策、自然環境保全対策、地球温暖化対策、廃棄物対策など、本市の環境保全に関する施策を、市民・事業者・行政が一体となって総合的かつ計画的に推進しているところである。

この実現に向け、「住みよさを実感できる生活環境をつくります」、「豊かな自然環境を守り、次の世代へ繋いでいきます」、「総合的に地球温暖化対策に取り組みます」、「環境に配慮した廃棄物政策を推進します」という4つの基本目標を設定し、効果的な施策の推進に取り組んでいる。

また、本市は、南アルプスなどの広大な森林地域から安倍川・藁科川・興津川を代表とする清流、都市的な利用がされている平野部、世界文化遺産の三保松原がある海岸部まで、環境特性は地域によって大きく異なるため、これら豊かな環境資源を守ることを目的に、市域を5つの地域に区分し各地域の環境特性に応じ「地域特性格別環境配慮事項」を定めている。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、静岡県の自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものであり、また、地域経済牽引事業計画を承認する際には地方環境事務所と調整を図ることとする。これらを踏まえ、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

加えて、環境に大きな影響を及ぼす恐れのある開発事業については、事業の実施による環境への影響を回避・低減し、それらが不可能な場合には代償措置を講じることが求められるため、主な開発事業ごとに環境配慮事項を示し、将来の世代へ継承する環境や利益が損なわれない「持続可能な開発」となるよう「事業別環境配慮事項」も定めている。

さらに、一定規模以上の事業に対しては、市自らが主体的にまちづくりにおける環境配慮に関与し、本市の豊かな環境を将来に継承するための総合的な環境配慮制度として、平成27年3月に「静岡市環境影響評価条例（平成28年1月施行）」を制定したところである。

以上のことから、地域経済牽引事業の実施にあたっては、開発事業等について、環境保全上の見地から適正な配慮が図られるよう、国が定める各種環境法令を順守することはもとより、本市が定めた各種配慮事項等についても十分に配慮し、環境と経済が両立した持続可能な社会を目指す。

なお、企業は、必要に応じ説明会や工場内の視察受け入れを行うなど、地域住民の十分な理解を得られるよう努めるものとする。

また、自然公園法に規定する国立公園、国定公園や、自然公園法に規定する静岡県立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域を含むため、環境保全のために十分配慮することとする。

(2) 安全な住民生活の保全

静岡県では、「静岡県防犯まちづくり条例」に基づき、行政、住民及び事業者らが協力して、住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、地域の連帯感を高め、お互いに見守り合い、助け合う地域の力を取り戻し、さらに、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を図るなど、犯罪の起きにくい防犯まちづくりに積極的に取り組んでいるところである。

また、本市では、「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例（平成22年4月施行）」に基づき、「第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画（平成27年3月）」を策定し、安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指し、市・市民・事業者が互いの自主性及び自立性を尊重しながら協働して犯罪等に強いまちづくりを推進しているところである。この実現に向け、「防犯意識の高い人づくり」、「防犯力の高い地域づくり」、「犯罪の起きにくい環境（ハード）づくり」、「犯罪被害者等への支援体制づくり」という4つの基本方針を掲げ、効果的な施策を展開している。

地域経済牽引事業の実施に伴い必要となる安全な住民生活の保全に関しては、市は防犯及び交通安全に配慮した施設整備や地域の防犯活動への支援を行い、「安全・安心なまちづくり」を推進していく。また、事業者は、犯罪の防止に配慮した事業活動の推進を図るとともに、地域の防犯活動への協力や、犯罪又は事故の発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の構築及び捜査への協力に努めることにより、「安全・安心なまちづくり」を推進するものとする。

なお、事業者、市又は県が基本計画に基づき地域経済牽引事業を実施するにあたっては、あらかじめ地域住民の意見を十分に聴取するものとする。

(3) その他

① PDCA体制の整備等

【地域経済牽引事業促進協議会】

静岡市、静岡県、静岡商工会議所、静岡県中小企業団体中央会、公益財団法人静岡県産業振興財団、静岡大学、日本貿易振興機構静岡貿易情報センター、一般財団法人静岡経済研究所、静岡県工業技術研究所を構成員とした地域経済牽引事業促進協議会を毎年度開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と

事業の見直しについてHP等で公表する。

② 港湾計画との調整方針

促進区域内において、港湾計画がすでに策定されている場合は、当該計画と調和して整合を図るものとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。なお、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は、含まれていない。

【重点促進区域1】

(市街化調整区域)

丸子 6302、6303-1、6303-2、6304-1、6307-1、6307-2、6307-3、6307-6、6308-1、6308-2、6591-2、6591-7、6591-8、6591-9、6591-11、6599-3、6599-7、6600-1、6600-2、6600-3、6600-4、6600-5、6600-6、6601-1、6601-2、6601-3、6602-1、6602-6、6602-7、6603-1、6603-2、6604-1、6604-2、6605-6、6605-7、6620-1、6620-2、6667-1、6850-3、6864-1、6864-2、6865、6866-1、6866-2、6866-3、6867-1、6867-2、6867-3、6872、6872-2、6872-3、6873、6889-1、6889-3



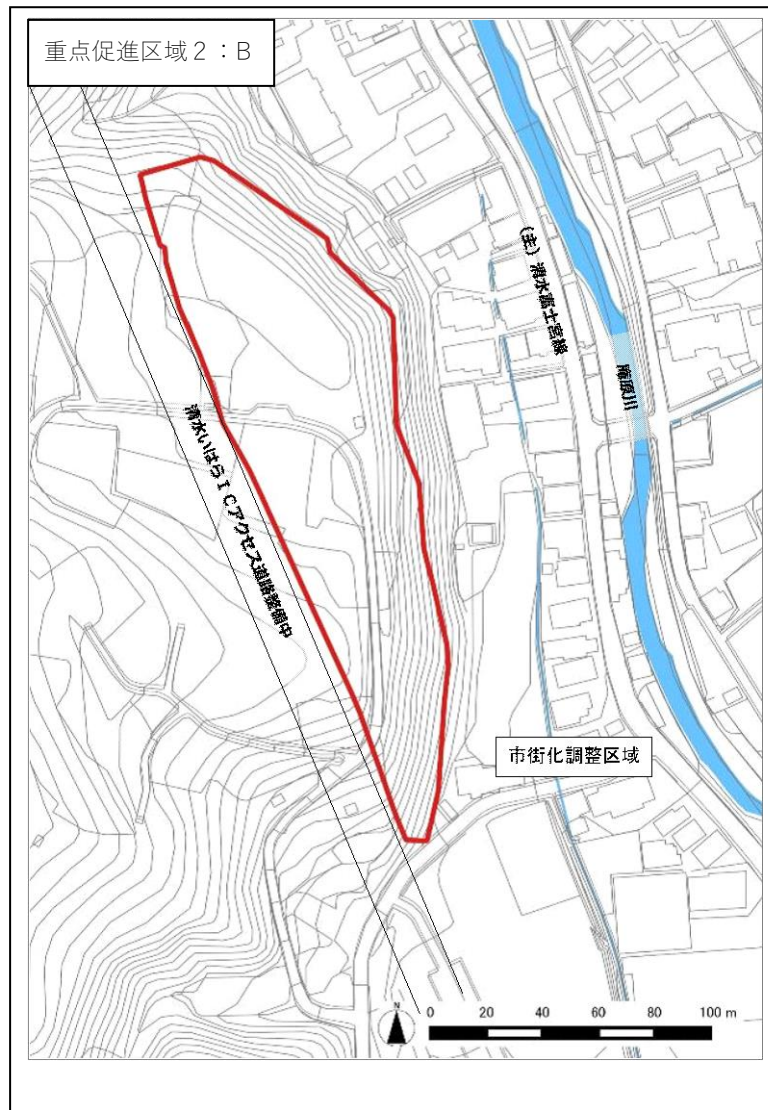
【重点促進区域 2】

(市街化調整区域)

庵原町 3570-1、3570-4、3570-5、3570-6、3571-1、3571-2、3572、3573、3574-1、3584、3585、3589-1、3589-2、3589-3、3589-4、3589-5、3589-6、3589-7、3590-1、3590-3、3591-1、3594-1、3594-3、3595-1、3595-2、3596-1、3596-2、3597、3598-1、3598-2、3610-1、3610-2、3611、3612-1、3612-2、3613-1、3613-2、3614-1、3614-2、3628-1、3631-1、3631-2、3632-1、3632-2、3632-3、3634-1、3634-2、3634-3、3635、3644-1、3644-2、3645-1、3645-2、3664-1、3664-2、3665-1、3665-2、3666、3667-2、3667-6、3667-9、3668

(農地)

庵原町 3570-1、3570-4、3570-5、3571-1、3572、3573、3574-1、3584、3585、3589-1、3589-2、3589-3、3589-4、3589-6、3590-1、3591-1、3595-1、3596-1、3597、3598-1、3610-1、3611、3612-1、3613-1、3631-1、3632-1、3634-1、3645-1、3664-1、3665-1、3667-2、3667-6、3668



(地域内における公共施設整備の状況)

【重点促進区域 1】

本重点促進区域の隣接地に静岡市立丸子学校給食センターが立地しており、電気、水道、公共下水道のライフラインは近隣まで整備済みである。ただし、本重点促進区域は公共下水道全体計画の区域外のため、整備については協議が必要となる。また、国道1号岡部バイパスに接続する道路も確保されていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。ただし、国道1号岡部バイパスに接続する道路は、公共空地として登記されているため、市道認定の手続きを行い、道路としての位置付けを整理する必要がある。

【重点促進区域 2】

本重点促進区域の周辺には住宅が立地しており、電気、水道のライフラインは整備が済んでいる。道路に関しては、都市計画道路である嶺神明伊佐布線が前面道路として整備されることが決定しており、新たに公共施設整備を行う必要はない。

(他計画との調和等)

重点促進区域1及び2では、国道バイパスなどの流通結節点や清水港の原料調達地の立地優位性を生かした「食品・ヘルスケア関連」の流通加工施設や研究所等を立地させることにより、効率的な業務を可能にし、高い付加価値創出とそれによる高い地域への波及効果を実現する地域経済牽引事業を想定している。

静岡市都市計画マスタープランにおいては、重点促進区域1及び2は、産業検討拠点又は産業軸に該当する産業検討地として位置付けられており、産業振興を図るための地域経済牽引事業の用に供される土地利用を想定しているものであることから、この方針と調和したものである。

また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく静岡市農業振興地域整備計画書においては、今後の農業上の土地利用の方針として、非農業的土地需要との調整を図りながら、土地改良事業等により整備された農地をはじめとする優良農地の確保・保全を行うこととしており、当該用地は、農用地区域は含まれておらず、この計画とも調整を図ったものである。さらに、各区域の近隣で、農業振興計画に位置づけられている事業についても実施されていないため、農業振興上の方針とも調和したものである。

(地域内の遊休地等の状況等)

重点促進区域1、2については、区域内に遊休地は存在しない。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的なニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

各重点促進区域については、農用区域を含んでいないものの、重点促進区域2については、一部農地を含んでいるため、農地以外での開発を優先することとする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

重点促進区域の周辺において、集团的農地は存在しないものの、土地利用調整区域の設定に当たり、農地の効率的な利用や高性能機械による営農、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じないようにする。また、土地改良事業の予定はないが、やむを得ず土地改良事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において開発を行う場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていない。農地中間管理機構関連事業の対象農地については、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①～③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域1】

(立地条件)

本重点促進区域は、流通の結節点である国道1号岡部バイパスの近傍、かつ本市と藤枝市の市境に位置していることから、東西の東名高速道路静岡ICや新東名高速道路藤枝岡部ICへのアクセスに優れた立地環境を有している。また、清水港や焼津港へのアクセスも良く、両港は、医薬品や食品の原料などの輸入港としての特徴も有しており、食品加工、食品冷蔵の中小企業や医薬品関連の企業が立地しており、本重点促進区域の流通結節点や原料調達地の立地優位性を最大限に活かした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である。

なお、周辺に産業の用地として十分な面積を備えている区域は、本重点促進区域以外にはない。

(対象施設)

立地条件及び本計画において食品・ヘルスケア関連の産業集積を目標としていることを踏まえ、本重点促進区域においては、以下の施設について立地の必要性を認めることができる。

①食品に関する流通加工施設

生製品の鮮度を保ち、迅速な輸送を行うために、流通の結節点である国道1号静岡バイパス及び東名高速道路静岡ICや新東名高速道路藤枝岡部ICの近傍に立地する食品関連流通加工施設

②食品に関する研究・生産施設

生製品の鮮度を保ち、迅速な輸送を行うために、原料調達地である清水港、焼津港の近傍に立地する食品関連研究・生産施設

③医薬品に関する研究・生産施設

効率的な生産や迅速な輸送を行うために、原料調達地である清水港、焼津港の近傍に立地する医薬品関連研究・生産施設

【重点促進区域2】

(立地条件)

本重点促進区域は、国道1号静岡バイパス、国際拠点港湾の清水港の近傍、かつ津波浸水リスクのない内陸部に位置し、アクセス性や災害リスク回避の両面に優れた立地環境を有している。清水港は、医薬品や食品の原料などの輸入港としての特徴も有しており、食品加工、食品冷蔵の中小企業や医薬品関連の企業が立地しており、本重点促進区域の流通結節点や原料調達地の立地優位性を最大限に活かした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である。

なお、周辺に産業の用地として十分な面積を備えている区域は、本重点促進区域以外にはない。

(対象施設)

立地条件及び本計画において食品・ヘルスケア関連の産業集積を目標としていることを踏まえ、本重点促進区域においては、以下の施設について立地の必要性を認めることができる。

①食品に関する流通加工施設

生製品の鮮度を保ち、迅速な輸送を行うために、流通の結節点である国道1号静岡バイパス及び東名高速道路清水ICの近傍に立地する食品関連流通加工施設

②食品に関する研究・生産施設

生製品の鮮度を保ち、迅速な輸送を行うために、原料調達地である清水港の近傍に立地する食品関連研究・生産施設

③医薬品に関する研究・生産施設

効率的な生産や迅速な輸送を行うために、原料調達地である清水港の近傍に立地する医薬品関連研究・生産施設

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。